

(第4回近代史研究会報告) 國際的視点からの満洲事変

—リットン報告を中心として—

永江太郎 陸自59

はじめに

満洲事変を國際的視点で考察する場合には、大きく三つの視点がある。

第一、満洲事変をめぐる諸問題に対する世界的視点からの考察—特に米國とロシア(ソ連)の満洲への関心と介入—

第二、満洲事変前後における日本と支那の關係—特に排日運動の実態—

第三、満洲國內における排日運動の実態—特に張作霖と張学良の対日政策と排日運動—以上の3点について、第一の視点は、第1回研究会(本誌平成18年10月号に掲載)で既に論じられ、第二の視点は、第2回研究会(本誌11月号掲載)で論じられているので、本稿では、これらの諸問題をリットン調査団の報告書を中心に発表する。

満洲事変勃発後に、國際連盟から派遣されたリットン調査団が、満洲問題の全般的特点について、報告書で指摘している基本的認識は次のとおりである。

満洲問題は極度に複雑なるを以て一

切の事実及び其の歴史的背景に關し十分なる知識あるもののみ之に關する決定的意見を表明する資格がある。(中略)何となれば満洲は世界の他の部分に於て正確な類例の存せざる幾多の特殊事態あるを以てなり。(下略)

当時の日本政府は、リットン調査団報告書に基づく國際連盟の勧告を拒否したが、今日ではリットン調査団報告書に対する評価が極めて高い。その理由は、このような認識の下に、その使命に答へようと努力した結果である。

特に支那の実情を記述した第一章から第八章までは、当時既に「唯一の權威ある事實の陳述である」と評価されていた。

しかし、解決の条件を提示した第九章と第十章には問題があった。それについて、報告書の第一章(第三章の原案を起草した支那通の専門委員アンジェリノ博士は、「支那側の神経を刺激しないように配慮したので、支那の実情を十分表明できなかつた点があり遺憾である。(中略)委員たちは、支

那問題に關して基礎的知識を持ち合わせていないので、報告書の結論が隨所で矛盾しているのは当然であり、結論の全部に確信があるわけではない」と述べている。

報告書の内容と結論に論理の一貫性が欠けたのは、リットン報告書の致命的欠陥であつた。

その代表的例証は、満洲の実情を認識しておりながら、調査団の先入観と支那(國民政府)への政治的配慮から、満洲の歴史と現実を無視して、「法律的には満洲は完全に支那の一部である」と断定した報告書の結論に明らかである。

次に、日支対立の最大の原因である特殊權益についてリットン報告書は、

遼東半島を放棄し、改めて獲得した事實は)日本が同地方の道德的權利を得、其權利は今尚存続するものなりとの確信に何等の変更を及ぼすものに非ず。

と、日本の權利の正当性を確認している一方で「日本の満洲に關する要求は、支那の主權に抵触し又國民政府の願望と両立し得ない」と断定している。

このように、日本の特殊權益の正当性を確認しながら、その國際法上の權利を侵害する不法行為を非難せず、滿洲民族獨立の可否も論じていない。この論理では、國際法の權威と信頼による國際秩序は成り立たず、また一度他民族の支配に屈した民族の獨立は永遠に回復出来ないことになる。

次に日本の立場についてのリットン調査団の認識は、次のとおりである。

日本は支那に最接近せる隣國にして且最大の顧客なるを以て、無法律状態に依り他のいづれの國よりも苦しみた(在支外國人の3分の2以上が日本人、在滿朝鮮人は約80万人)のため、現在の状態に於て支那の法律、裁判及課税に服従せざるべからずとせば、之に依り苦しむ國民を最も多く有する國は即日本なり。そのため日支兩國の滿洲政策を考察すれば、(日支國民の深刻な対立感情から)衝突が益々拡大するは自ずから明らかである。

一 満洲事変をめぐる諸問題に対する世界的視点からの考察—特に米國とロシア(ソ連)の満洲への関心と介入—

まず最初に、日本の満洲進出から満洲事変までの諸問題をリットン報告書を中心として五期に分けて整理する。

第一期 我が国の南満洲進出期

我が国が、南満洲に進出した最初は日清戦争である。南満洲の戦場で連戦連勝を続けた我が国は、明治28年の下関条約で遼東半島と南満洲の要域や台湾を領有したが、露・独・仏三国の干渉を受けて遼東半島一帯の新領土を清國に返還した。しかし、僅か3年後の31年には、ドイツが膠州湾、ロシアが旅順・大連、フランスが広州湾を租借し、三国干渉不参加のイギリスも九龍半島や威海衛を租借した。ロシアは、さらにハルビンから旅順に至る南満洲鉄道の敷設権も獲得した。

明治33年に、北清事変が勃発するとロシア軍は満洲全域を占領した。ロシア軍が、さらに朝鮮半島に南下しようとして日露戦争が勃発、敗れたロシアは38年9月のポーツマス条約で南満洲に有する全権益を日本に譲渡した。その後の北京条約で、清国がこれを承認して、ロシア権益の日本への譲渡が確定したが、リットン調査団の見解(前

述)にあるように、日本にとっては格別なものがあった。

第二期 米国の満洲進出計画期

日露戦争後の満洲では、南満洲の権益を日本に譲渡した後も、北満洲は東支鉄道を有するロシアが実質的に支配していた。国際社会の中で、この満洲に最も強い関心を持っていた国家は米國で、特に鉄道権益への関心が高かった。

米國の本格的な支那大陸進出は、明治32年の「ヘイ宣言」即ち國務長官への門戸開放宣言に始まる。前年にフィリピンを獲得した米國は、モンロー主義を掲げて南北米州への不干渉を要求する一方で、極東では門戸開放、機会均等の名の下に干渉を始めた。その最初は、ハリマンの南満洲鉄道共同管理計画である。ポーツマス会談が始まる直前の明治38年夏、米國鉄道王ハリマンが来日して、南満洲鉄道共同管理計画を日本政府に提案した。鉄道と郵船で世界一周の交通網を作り、世界を跨ぐ商権を握ろうというハリマン構想の第一歩が、南満洲鉄道の日米共同管理という実質的な買収計画であった。鉄道運営資金がない日本政府は、この案に同意し仮契約書まで結んだが、小村外相が帰国してご破算になった。問題の鉄道運営資金を、ハリマン

のクリーン・ロエブ財閥に対抗するモルガン財閥が提供すると申し出たからである。

その後も、明治40年の新法鉄道平行線計画、翌41年のストレイトによる満州中立銀行計画、42年の國務長官ノックスの満鉄買収中立化案、ストレイトの錦愛鉄道計画と毎年のように鉄道建設の計画が提起された。

40年の新法鉄道平行線計画は、英國のポウリング商会が清國政府と締結した新民屯と法庫門の鉄道建設計画であるが結局中止された。翌41年の満州中立銀行創立計画は、ハリマンの娘婿となつた奉天總領事ストレイトが奉天巡撫唐紹儀との間で結んだ借款契約で、米國資本2千万ドルで銀行を設立して、新民屯とチチハルと愛琿間の鉄道を建設する構想である。國務長官ノックスの満鉄買収中立化案は、日本とロシアが満洲に現に有する鉄道を、米・英・日・露・独・仏6カ國の共同管理にするという案。(当然ながら日露は反対して失敗) 錦愛鉄道計画は、前述のポウリング商会が、新法鉄道の代案として作成した錦州とチチハルと愛琿間の鉄道建設構想で、米國代表としてストレイトが参加していた。

ン調査団の報告書では全く論じられていない。

第三期 中華民國の成立と第一次世界大戦

明治44年に辛亥革命が勃発し、翌45年中華民國が成立した。ここに、中華思想の誇り高き漢民族の民族意識が一挙に高揚、国権回復運動が始まった。その前年には韓國併合があつて、在滿朝鮮人の保護が日本政府の責任になつた。

大正3年第一次世界大戦が勃発し、我が国は青島攻略やシベリア出兵などで連合國に協力した。その結果、当時日中間最大の懸案であつた関東州の租借期間延長問題に、青島のドイツ権益の帰趨問題が加わつた。欧州で激戦が続いている最中の翌4年我が國は、袁世凱政府に対し「対支21カ条要求」を行つた。この一件は、支那人の排外運動の矛先を日本に向けさせただけでなく、欧米列強に日本に対する不信感を抱かせたが、リットン報告書も「異常な要求で(中略)此の如き広範なる経済上及行政上の特権を有する國は他に比類を見ざるべし」と厳しく指摘している。

第四期 アジア問題への米國とソ連の本格的介入期

大正10年には、外蒙古が独立を宣言し、中国共産党が結成され、ワシントン会議が始まった。そして、海軍軍縮条約や四カ国条約とともに九カ国条約が締結されたが、この条約の第一の問題は、支那を秩序あり組織ある国家として取扱ったことである。当時の支那は南北に分断されて各地に軍閥が割拠していた。問題の第二は、日本の宥和的外交姿勢が支那の排日運動を鼓舞し激化させたことである。第三の問題は、支那の門戸開放の法文化で、昭和になると米國は日本の対支政策を攻撃する材料にした。リットン調査団も「日本の特殊權益には変更がない」という主張は、外國權益の滅殺を企図する支那政府の立場と対立し、満洲における衝突は益々拡大する」と判断していた。

動についての調査は行われていない。

第五期 日中政府の対立期

大正11年、張作霖が満洲・蒙古の中華民国からの分離独立を宣言し、翌12年中華民国国民政府は、対支要求21カ条の廃棄を要求した。これを後押ししたのが、13年の米國議會における排日移民法の可決で、支那国内の排日運動を鼓舞した。

支那本土では、昭和2年に南京事件、漢口事件が勃発し、11月には国民政府が対外政策4項目の声明を発表した。それは、①最短期間内に不平等条約を廃棄する。②満期の条約は無効にする。③国民政府が関与せずに、訂正・許可した条約は一律に無効にする④国民政府が関与しない中国に関する条約には拘束されない、という内容であった。

3年には、蒋介石が北伐を再開したので、日本政府は邦人の現地保護のため、山東出兵(第二次)を行つたが濟南事件を防ぐことはできなかった。閩東軍は、支那本土の国内戦争が満洲へ波及することを恐れた。ここに張作霖爆殺事件が発生したが、後を継いだ張學良は、国民政府への忠誠を誓って易幟し、米國資本による満鉄包圍網や胡盧島築港を計画しただけでなく、東支鉄道を回収しようとしてソ連軍の武力攻撃をまねいた。

4年は、ウォール街の株価暴落を契機に世界的大恐慌が始まった年である。国民政府の承認問題は、前年の米國に続いて、日本も独・伊とともに承認したが、陸軍内部では一夕会が結成され「滿蒙問題の解決は、軍が実力をもって張學良軍閥を駆逐する以外に方法ない」と判断していた。

満洲事変が勃発した6年当時における滿蒙の未解決問題には、鉄道建設・胡盧島の新港建設と債務問題・領事館警察問題があった。リットン調査団は、支那側の債務支払不履行について、「支那国民は借款契約の条件を履行すべき道徳的義務を殆ど感せず」と論評し、領事館警察問題については、「支那側の目的は、滿洲における日本人の例外的特權を制限し以て東三省に対する支那の支配を強固ならしめんとする國策の実行にあつた」とみ評している。国内では、4月に第二次若槻内閣が成立したが、滿蒙問題の解決が当面の急務となつていた。陸軍内に國策研究会が設置されて、6月19日には滿洲問題解決方策大綱が策定され、外務省による張政權の排日方針の緩和努力と軍事行動を予期した準備、これに並行して滿洲の実情を内外に周知させる施策を講ずる、そのため一年間は閩東軍に隱忍自重と紛争の回避を徹底させることを決定した。

満洲では、中村震太郎大尉殺害事件(6月27日)と万宝山事件(7月1日)が続発した。

リットン調査団は「中村事件は日本人を憤慨させ実力行使の激論を聞くに至れり。長期に亘る支那側の調査遅延は日本側をして隱忍し得ざる事態に立ち入らせた」との認識を示し、万宝山事件については「誇大報道で朝鮮国内に激烈な反支暴動が続発し、そのため支那人の死者百名を越すと発表される」と支那本土の排日ホイコットを復活させた」と論評している。

さらに滿洲事変直前の実情について「9月に入ると幣原安協政策破綻の不安が、遠からず破裂点に達すべき事は慎重なる觀察者の均しく認め得る点に達していた」と認め、滿洲事変における日本軍の行動についても「一般的に日本兵の行状は善良で(中略)略奪または虐殺の事例なし」と評価している。

二 滿洲事変前後における日本と支那の關係—特に排日運動の実態—

リットン調査団は、日支紛争の重要な要因としてホイコット問題を挙げ「支那の対外ホイコットは、國民主義を基盤にし外國に対する武器として使われた。最初は、明治38年に支那移民を制限した米支通商条約への抗議で、それ以来國民的規模で行われたのは11

件、そのうち2件が米国と英国、対日ボイコットは9件である」として、41年の辰丸事件、42年の安奉線問題、大正4年の二十一カ条要求問題、8年の山東問題(五・四運動)、12年の旅順・大連回収事件、14年の五・三〇事件を挙げて、「1925年以来ボイコット組織に確定的変化起こる。国民党はその創設以来ボイコット運動を支援し順次その支配を増加、遂に今日においては、その実際の組織的、原動的、調整的及び監督的要素となる。国民党はボイコット団体の努力を調整し、その方法を組織化及び統一し、その運動の背後に強力な党組織の精神的及び物質的重みを十分に付与せり」と指摘し、その後は昭和2年の山東出兵、翌3年の濟南事件と6年の満洲における中村震太郎事件、万宝山事件を挙げた。その年の7月17日に開催された上海反日会についても、第1回会議で採用された①既契約日貨の注文の取り消し、②既契約日貨で積込未了のもの船積を停止、③既に倉庫にあるものも支払未了の日貨の受領は拒否、④既購入の日貨は反日会に登録し、その売却は一時停止という四原則についても「国民党は全ボイコットの背後に存する支配的且調整的機関である」と指摘した。リットン調査団の結論は、次のとおりである。

①支那のボイコットは民衆運動で、かつ組織されたものである。主な支配権力者は国民党である。②不法行為は常に行われ、しかも官憲及び法廷によつて十分に禁圧されていない。③あらゆる証拠は支那の政府が直接的役割を果たしたことを示している。ボイコットは民衆の強い排外感情に基づいているが、この運動を始めることも終らせることもできる団体(国民党)から命令されている。

リットン報告書には、さらに次のとおり記述されている。
満洲事変を誘発したのは、支那の無政府状態以上に排外思想の強烈な表現がある。

この排外活動には経済的ボイコットの利用と諸学校における排外宣伝の注入があった。国民政府は強い排外感情に満たされ、青少年の腦裏に激しい外国人憎悪の念を吹き込むことに努めた。青少年教育は、国民主義を建設的方面に向けるより、愛国心を憎悪の炎でかき立て、精神の養成を被害者意識の上に置いていくとの印象を受ける。支那のボイコットは、外国がとつた行為への抗議よりも条約上の権利を放棄させることを目的とする国策遂行の手段として使われている。

三 満洲国内における排日運動の実態

—特に張作霖と張学良の対日政策と排日運動—

ポーツマス条約でロシアの特殊權益(鉄道、炭鉱等)が日本に譲渡されたので、本格的な満洲開發が始まった。日露戦争まで辺境の未開拓地であった満洲が、日露戦争から昭和初期までの20年間で1千2百万内外の人口が2千7百万に増加し、1億2千万円の貿易額は11億円になった。これは、満鉄守備隊の治安維持と莫大な日本資本を投下した産業開發の結果である。

日本政府の満洲經營の狙いは、ロシアの再南下への備えで、当初の10年間で50万人の移住を予定したが、支那人が、1千5百万人移住した間に20万人しか移住出来なかった。しかもその大部分は、関東州と満鉄付属地に居住していた。その原因は支那側の執拗な妨害、特に土地取得問題(懲罰国賊条例で外国人への土地売買は死刑とし、貸借も拒絶させた)と張作霖・張学良の政策にあった。リットン調査団は、その実態について次のとおり報告している。

「支那官吏は条約の効力を認めず、日本人が土地を租借せむとするに当たっては省令又は地方庁の命令を以て極力之を妨害し、日本人に土地を租借せしむる時は之を刑法を以て罰すべしとなし、或は其の租借に依り事前に特別

手数料及税を課し、或は地方官吏に訓令し日本人への土地譲渡の許可を禁止せんが為刑罰の脅威を以てせり」

当時の満洲には、日本の他に英国、仏国、米国、ソ連が、領事裁判権の他に鉄道を中心とする權益を有していた。易幟した張学良と国民党の戦略は、最大の權益を有する日本をまず駆逐し、次いで英・米・仏の權益を回収しようとして、排日抗日の政策となった。例えば、満鉄付属地内外の排日運動は次のとおりであった。

付属地からの出口に柵と監視所を設けて物品税を課税、日本人商店からの買物客に取引税を課税、日本人に土地や家屋を貸した満人の家主を投獄、その他の妨害事案としては、弓張嶺鉄鉱石運搬妨害、復州粘土購買禁止、本溪湖マグネサイト・長石鉱区没収、西安炭鉱封鎖、鳳凰城鉛鋅封鎖、大石橋滑石鉱封鎖、本溪湖石炭業封鎖、撫順炭の城内運搬禁止、吉林省の張広嶺・老爺嶺の林業禁止、興安嶺札克公の林業禁止などが挙げられる。

満洲事変前の懸案は37件に及んだ。朝鮮人農民に対する迫害は更に激しく、張学良は「盜買国土懲罰令」を制定し、日本人や朝鮮人に土地を貸した者を国土盜売者として処罰した。このような無理不尽な仕打ちを受け、在滿邦人の憤懣が頂点に達してい

たのは当然であろう。

むすび

滿洲事變に対して、最も敏感に反応し最も強硬に反対したのは米國國務長官スチムソンであった。しかし、滿洲國不承認の「スチムソン・ドクトリン」に対しては、米國內にも「滿洲には介入すべきではない」という意見が強かった。ドイツやフランス、そして英國も当初は日本に同情的で、スチムソン声明に反対の政府声明を發表していた。

事實、滿洲事變直前の日本には、支那本土や滿洲での陰湿な排日運動に屈して撤退するか、武力を行使して權益を断固守るかという二つの道しか残されていなかった。しかし、第二次日露戦争に代わるソ連の脅威に直面している陸軍には、国防の第一線である滿洲の放棄はあり得ないことであつた。しかも支那は、政府にも國民にも法律は守るものであるという意識に欠け、彼らが屈服するのは権力であり武力であることを知り尽くしていた。問題を複雑にしたのは、米國のドース工と現地軍の独走が日本への不信感を招いて、國際連盟をはじめとする列強の介入を強めたことにある。そこには当然のことながら、各國の複雑な思惑があつた。リットン調査團の報告が、実

態の把握に正確でありながら、論理の一貫性に欠けたのは、それらの妥協点を探ろうとした結果であり、同時に我が國が受諾出来なかつた要因である。